裁量労働制実態調査の結果について(概要)

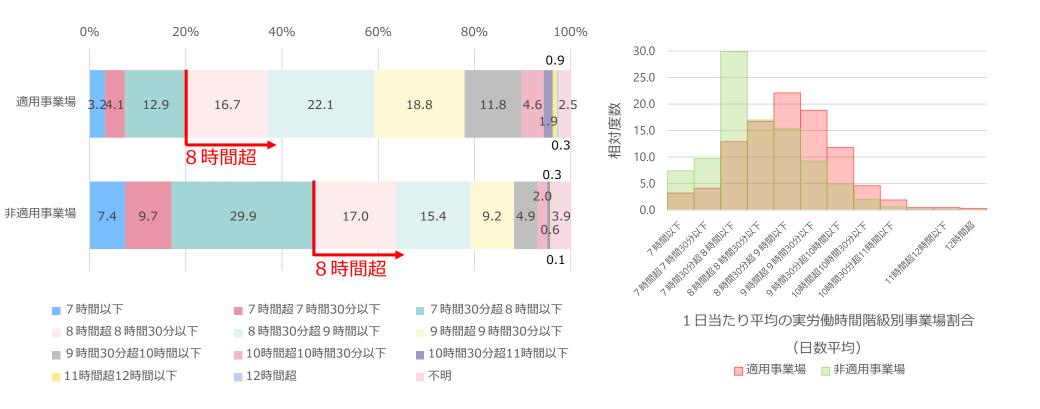
目次

1.	労働時間······	2
2.	労働者の健康状態	16
3.	裁量労働制の運用状況	27
4.	裁量労働制の適用労働者に対する特別な手当	33
5.	労働者の働き方の認識、裁量の程度	36
6.	制度に対する意見	44

目次

1.	労働時間	2
2.	労働者の健康状態	16
3.	裁量労働制の運用状況	27
4.	裁量労働制の適用労働者に対する特別な手当	33
5.	労働者の働き方の認識、裁量の程度	36
6.	制度に対する意見	44

労働時間の分布【事業場調査】



注1:適用事業場においては裁量労働制適用労働者が1人以上いる事業場を、非適用事業場においては裁量労働制の対象業務に相当する業務に従事する労働者が1人以 上いる事業場をそれぞれ対象に集計したもの。

注2:上記の数値は集計結果の割合を足し合わせて算出。適用事業場の実労働時間について、労働時間の状況に休憩時間が含まれる場合は、休憩時間を控除して集計している。

注3:上記の図では、事業場別の日数平均の値を掲載している。

3

労働時間の平均値の比較【事業場調査】

1日の平均実労働時間数・1か月の平均実労働時間数・平均労働日数

	1日の平均 実労働時間数 (時間:分)		時間数(1	P均実労働 人当たり) : 分)	1か月の平均労働日数 (1人当たり) _(日)		
	適用	非適用	適用	非適用	適用	非適用	
計	8:44	8:25	171 : 36	169 : 21	19.64	20.12	
専門型	8:41	8:26	170 : 34	168 : 58	19.63	20.04	
企画型	9:00	8:21	176 : 50	169 : 47	19.64	20.32	

注1:適用事業場においては裁量労働制適用労働者が1人以上いる事業場を、非適用事業場においては裁量労働制の対象業務に相当する業務に従事する労働者が1人以上いる事業場を それぞれ対象に集計したもの。

注2:1日の平均実労働時間数は労働日数により加重平均した値。

注3:適用事業場に対しては労働時間の状況を調査しており、労働時間の状況に休憩時間が含まれる場合は、休憩時間を控除して集計している。

参考 外れ値の除外の有無も含めた労働時間の平均値の比較①【事業場調査】

事業場の平均労働時間・平均労働日数の比較 (日数平均をベースに1日の平均実労働時間数を計算したもの)

		1日の平均 実労働時間数 【単純平均】 (時間:分)		実労働	加重平均】	平均実労 (1人)	月の 働時間数 当たり) : 分)	1か 平均労 (1人 ^当	当たり)
	外れ値の 除外	適用	非適用	適用	非適用	適用	非適用	適用	非適用
計	_	8:45	8:13	8:44	8:25	171 : 36	169 : 21	19.64	20.12
пI	0	8:47	8:16	8:46	8:28	174 : 56	171 : 29	19.96	20.26
専門型	_	8:43	8:12	8:41	8:26	170 : 34	168 : 58	19.63	20.04
台□无	0	8:44	8:18	8:43	8:29	174 : 13	171 : 29	20.00	20.21
企画型	-	8:53	8:09	9:00	8:21	176 : 50	169 : 47	19.64	20.32
	0	8:55	8:12	9:04	8:23	178 : 52	172 : 16	19.72	20.56

注1:適用事業場においては裁量労働制適用労働者が1人以上いる事業場を、非適用事業場においては裁量労働制の対象業務に相当する業務に従事する労働者が1人以上いる事業場をそれぞれ対象に集計している。

注2:適用事業場に対しては労働時間の状況を調査しており、労働時間の状況に休憩時間が含まれる場合は、休憩時間を控除して集計している。

注3:1日の平均実労働時間について、単純平均は事業場別に計算した日数平均の労働時間の平均、労働日数加重平均は集計対象の各事業場の各業務の1日当たりの労働時間の労働日数による加重平均をいう。 注4:外れ値を除く集計については、①事業場別の日数平均の1日の平均実労働時間が4時間未満又は20時間超となる調査票、②1ヶ月の平均実労働時間数が56時間未満又は560時間超となる調査票、

③1ヶ月の平均労働日数が14日未満又は28日超となる調査票、のいずれかに該当する調査票を除いている。

参考 外れ値の除外の有無も含めた労働時間の平均値の比較②【事業場調査】

事業場の平均労働時間・平均労働日数の比較 (人数平均をベースに1日の平均実労働時間数を計算したもの)

		1日の平均 実労働時間数 【単純平均】 (時間:分)		実労働	重平均】	平均実労 (1人 ⁾	月の 働時間数 当たり) 計)※再掲	平均労 (1人 ^当	
	外れ値の 除外	適用	非適用	適用	非適用	適用	非適用	適用	非適用
計	_	8:46	8:13	8:43	8:26	171 : 36	169 : 21	19.64	20.12
0 l	0	8:47	8:16	8:46	8:29	174 : 56	171 : 29	19.96	20.26
専門型	_	8:43	8:12	8:40	8:27	170 : 34	168 : 58	19.63	20.04
411天	0	8:44	8:18	8:43	8:30	174 : 13	171 : 29	20.00	20.21
企画型	-	8:53	8:09	8:59	8:22	176 : 50	169 : 47	19.64	20.32
	0	8:55	8:12	9:04	8:23	178 : 52	172 : 16	19.72	20.56

注1:適用事業場においては裁量労働制適用労働者が1人以上いる事業場を、非適用事業場においては裁量労働制の対象業務に相当する業務に従事する労働者が1人以上いる事業場をそれぞれ対象に集計している。

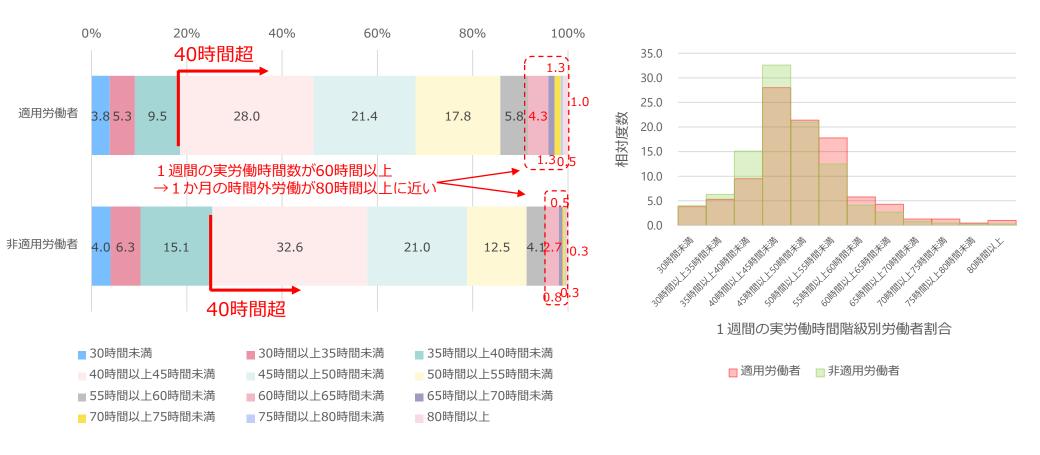
注2:適用事業場に対しては労働時間の状況を調査しており、労働時間の状況に休憩時間が含まれる場合は、休憩時間を控除して集計している。

注3:1日の平均実労働時間について、単純平均は事業場別に計算した人数平均の労働時間の平均、人数加重平均は集計対象の各事業場の各業務の1日当たりの労働時間の労働者数による加重平均をいう。

注3.11日の中均実分働時間について、単純中均は事業場別に計算した人数中均の分割時間の中均、人数加重中均は集計対象の台事業場の召集物の1日当たりの分割時間の分割省数による加重中均をいう。 注4:外れ値を除く集計については、①事業場別の人数平均の1日の平均実労働時間が4時間未満又は20時間超となる調査票、②1ヶ月の平均実労働時間数が56時間未満又は560時間超となる調査票、

③1ヶ月の平均労働日数が14日未満又は28日超となる調査票、のいずれかに該当する調査票を除いている。

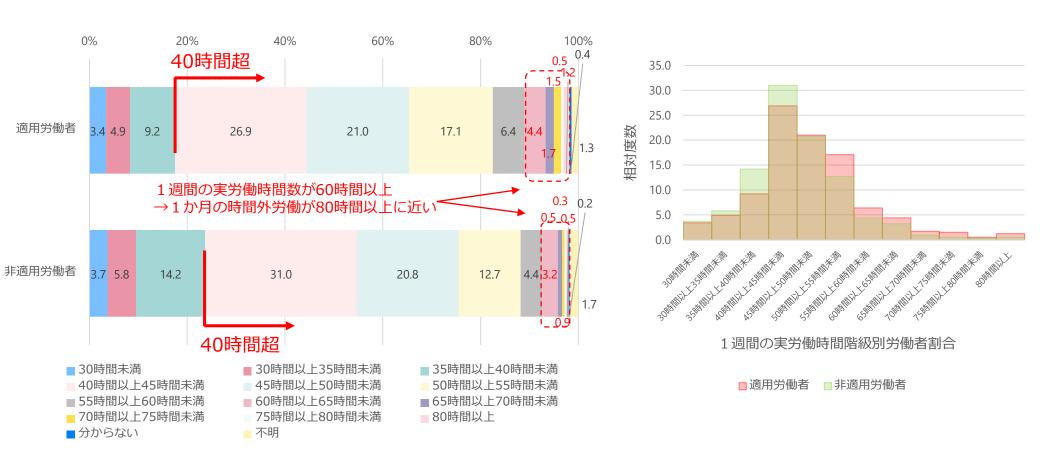
労働時間の分布(階級での回答を除く)【労働者調査】



注1:上記の数値は集計結果の割合を足し合わせて算出。

注2:「階級での回答を除く」とは、1週間に実際に働いた労働時間の合計を1時間単位で回答した調査票のみを集計し、細かく覚えていないため階級を選択することにより回答した調査票を除いて集計したもの。

労働時間の分布(階級での回答を含む)【労働者調査】



- 注1:上記の数値は集計結果の割合を足し合わせて算出。
- 注2:「階級での回答を含む」とは、1週間に実際に働いた労働時間の合計を1時間単位で回答した調査票及び1週間に実際に働いた労働時間の合計を細かく覚えていないため階級を選択することにより回答した調査票を合わせて集計したもの。

労働時間の平均値の比較【労働者調査】

1日の平均実労働時間数・1か月の平均実労働時間数・平均労働日数

	1日の 平均実労働時間数 (時間:分)		平均実労	間の 働時間数 : 分)	1週間の 平均労働日数 (日)		
	適用	非適用	適用	非適用	適用	非適用	
計	9:00	8:39	45:18	43:02	5.03	4.97	
専門型	8:57	8:39	45:18	43.07	5.06	4.99	
企画型	9:15	8:44	45:13	42:53	4.89	4.91	

注1:上記の値は1週間に実際に働いた労働時間の合計を1時間単位で回答した調査票のみを集計した平均値である。

注2:1日の平均実労働時間数は労働日数により加重平均した値。

参考 外れ値の除外の有無も含めた労働時間の平均値の比較①【労働者調査】

労働者の平均労働時間・平均労働日数の比較 (<u>階級での回答を除く</u>)

		1日の平均 実労働時間数 『労働日数加重平均』 (時間:分)		実労働時間数 実労働時間数 【労働日数加重平均】 【人数加重平均】		1週間の 平均実労働時間数 (時間:分)		1週間の 平均労働日数 (日)	
	外れ値の 除外	適用	非適用	適用	非適用	適用	非適用	適用	非適用
計	_	9:00	8:39	9:00	8:39	45 : 18	43:02	5.03	4.97
П	0	9:03	8:43	9:04	8:43	45 : 45	43:31	5.05	4.99
専門型	_	8:57	8:39	8:57	8:39	45 : 18	43:07	5.06	4.99
∆ I]∓	0	9:01	8:43	9:01	8:43	45 : 48	43:37	5.08	5.01
企画型	-	9:15	8:44	9:17	8:43	45 : 13	42 : 53	4.89	4.91
	0	9:17	8:48	9:19	8:48	45:32	43:20	4.91	4.93

注1:「階級での回答を除く」とは、1週間の実労働時間の合計を1時間単位で回答した調査票のみを集計し、細かく覚えていないため階級を選択することにより回答した調査票を除いて集計したもの。

注2:労働日数加重平均は、集計対象の労働者の1週間の実労働時間の日数平均であり、人数加重平均は、集計対象の労働者の1日当たり労働時間の人数平均である。

注3:外れ値を除く集計については、1週間に実際に働いた労働時間が16時間未満又は120時間超の調査票を除いている。

参考 外れ値の除外の有無も含めた労働時間の平均値の比較②【労働者調査】

労働者の平均労働時間・平均労働日数の比較 (階級での回答を含む)

		1日の平均 実労働時間数 『労働日数加重平均』 (時間:分)		実労働時間数 実労働時間数 【労働日数加重平均】 【人数加重平均】		1 週間の 平均実労働時間数 (時間:分)		1 週間の 平均労働日数 (日)	
	外れ値の 除外	適用	非適用	適用	非適用	適用	非適用	適用	非適用
計	_	9:01	8:42	9:01	8:42	45 : 49	43:30	5.08	5.00
П	0	9:04	8:45	9:04	8:46	46:12	43:57	5.10	5.02
専門型	_	8:58	8:41	8:58	8:42	45 : 51	43:34	5.11	5.01
411年	0	9:01	8:45	9:01	8:45	46:16	44:01	5.13	5.03
企画型	_	9:16	8:46	9:17	8:46	45 : 26	43:24	4.90	4.95
	0	9:18	8:49	9:19	8:49	45:43	43:48	4.92	4.97

注1:「階級での回答を含む」とは、1週間に実際に働いた労働時間の合計を1時間単位で回答した調査票及び1週間に実際に働いた労働時間の合計を細かく覚えていないため階級を選択することにより回答した 調査票を合わせて集計したもの。

注2:労働日数加重平均は、集計対象の労働者の1週間の実労働時間の日数平均であり、人数加重平均は、集計対象の労働者の1日当たり労働時間の人数平均である。

注3:階級での回答を含めて労働時間の平均値を計算するに当たり、階級を選択することにより回答した調査票については、労働時間の合計を1時間単位で回答した調査票のうち当該階級に属するものの平均値を当該調査票の1週間に実際に働いた労働時間とみなして集計を行っている。

注4:外れ値を除く集計については、1週間に実際に働いた労働時間が16時間未満又は120時間超の調査票を除いている。

<u>みなし労働時間(適用労働者の認知状況、1日の平均みなし労働時間)【適用のみ】</u>

1日のみなし労働時間の認知状況【労働者調査】

1日の平均実労働時間数と平均みなし労働時間数



適	
用	
事	
業	
場	

	1日の平 時間数 (均実労働 時間 : 分)	1日の平 労働時間数	均みなし (時間 : 分)
	外れ値 を含む	外れ値 を除く	外れ値 を含む	外れ値 を除く
計	8:44	8:46	8:14	8:14
専門型	8:41	8:43	8:16	8:16
企画型	9:00	9:04	8:09	8:09

適用労働者

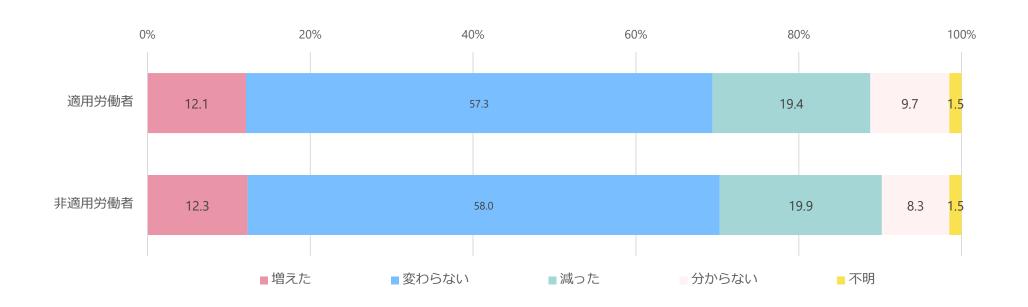
	1日の平 時間数(均実労働 時間 : 分)	1日の平均みなし 労働時間数 (時間:分)			
	外れ値 を含む	外れ値 を除く	外れ値 を含む	外れ値 を除く		
計	9:00	9:03	7:38	8:14		
専門型	8:57	9:01	7:38	8:15		
企画型	9:15	9:17	7:39	8:09		

注1:適用事業場の1日の平均実労働時間数及び平均みなし労働時間数は労働日数により加重平均した値。適用労働者の平均実労働時間数は階級での回答を除いて計算した値。

注2:適用労働者の1日の平均みなし労働時間数は、上記のグラフで自身に適用されているみなし労働時間が「分かる」とした調査票を対象に計算した値。

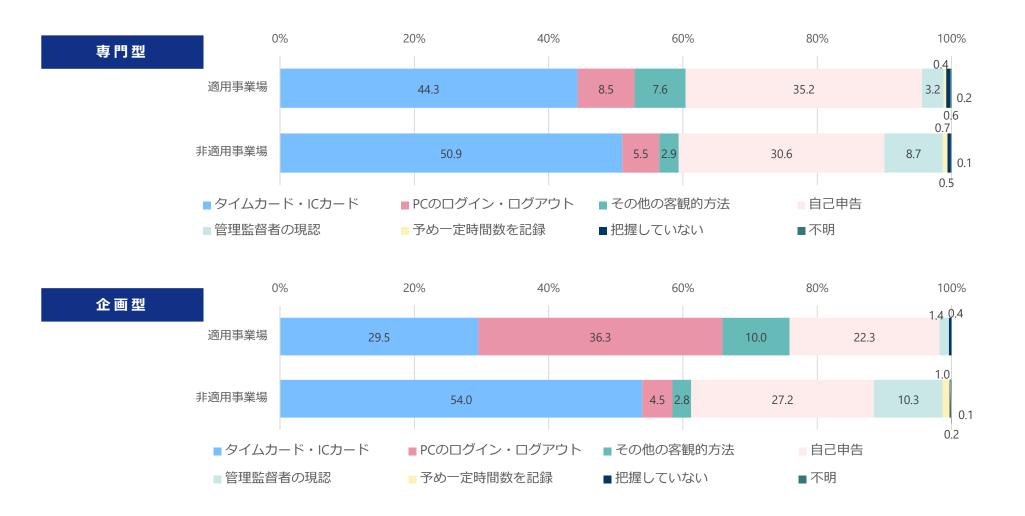
注3:1日の平均みなし労働時間数に関する外れ値を除く集計については、適用事業場においては日数平均のみなし労働時間数が4時間未満又は12時間超となる調査票(企画型は4時間未満又は12時間超の回答のあった調査票)を除いており、適用労働者においては4時間未満又は12時間超の回答のあった調査票を除いている。 12

前年からの労働時間の変化【労働者調査】



注:調査時点(令和元年10月末)の前年の同時期からの労働時間の変化の認識

事業場の労働時間の把握方法【事業場調査】

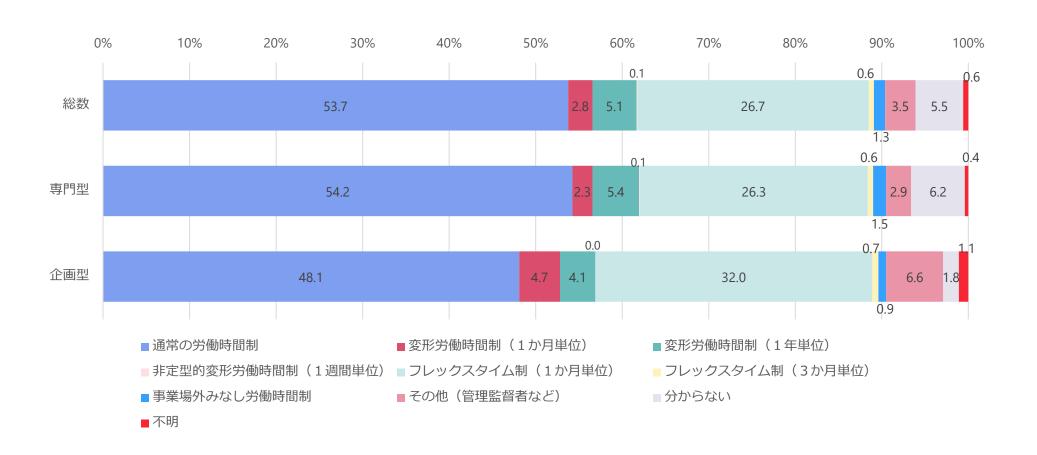


注1:適用事業場においては、適用労働者について、健康・福祉確保措置や医師による面接指導を実施するため事業場ごとに把握している「労働時間の状況」の把握方法。

注2:「その他の客観的方法」には、入退館の際のゲート通過時間を個人別に管理している場合等を含む。

注3:「現認」とは、使用者自ら、あるいは労働時間管理を行う者が、直接始業時刻や終業時刻を確認することをいう。

非適用労働者に対して適用されている労働時間制度【労働者調査】

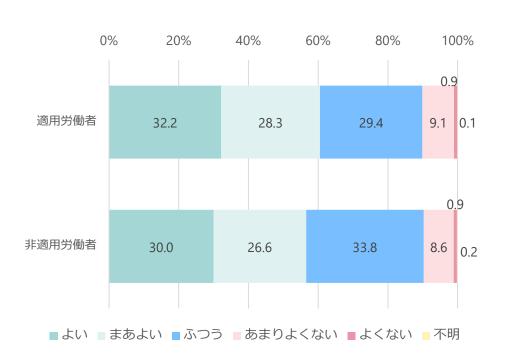


目次

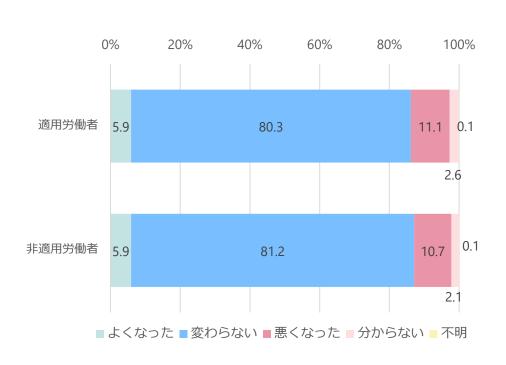
1.	労働時間	2
2.	労働者の健康状態	16
3.	裁量労働制の運用状況	27
4.	裁量労働制の適用労働者に対する特別な手当…	33
5.	労働者の働き方の認識、裁量の程度	36
6.	制度に対する意見	44

現在の健康状態の認識と前年からの変化【労働者調査】

健康状態の認識



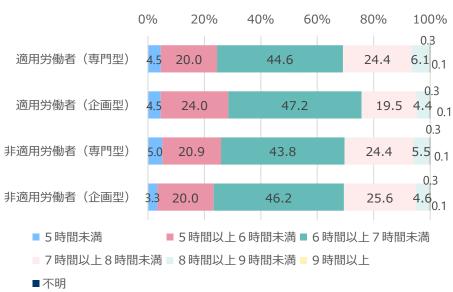
前年からの健康状態の変化



仕事のある日とない日の労働者の睡眠時間【労働者調査】

仕事のある日の睡眠時間

<分布>

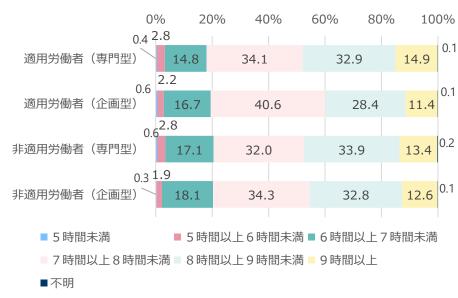


く平均>

適用労働者 (専門型)	適用労働者	非適用労働者	非適用労働者
	(企画型)	(専門型)	(企画型)
6 時間10分	6 時間04分	6 時間09分	6 時間12分

仕事のない日の睡眠時間

<分布>

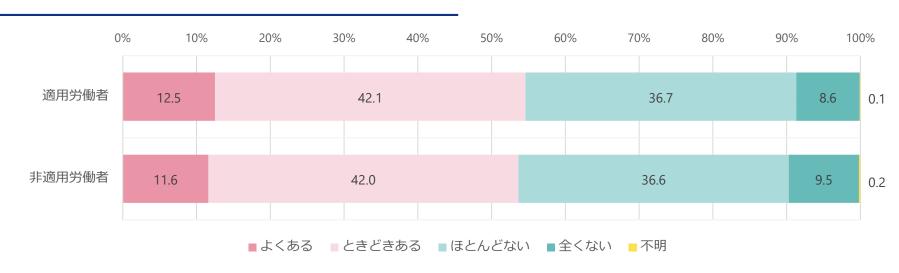


く平均>

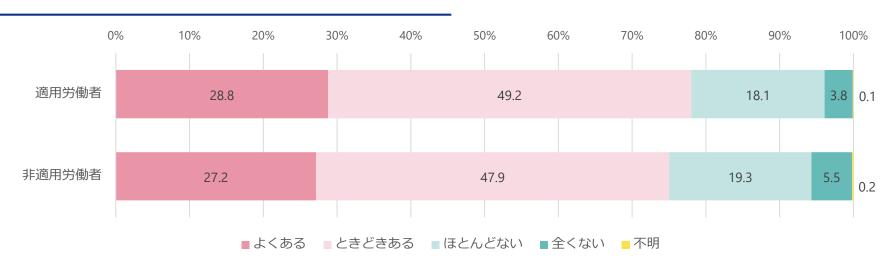
適用労働者	適用労働者	非適用労働者	非適用労働者
(専門型)	(企画型)	(専門型)	(企画型)
7 時間33分	7 時間25分	7 時間29分	7 時間28分

仕事による健康等への影響①【労働者調査】

1 1日の仕事でぐったりと疲れて、仕事を終えた後は何もやる気になれない

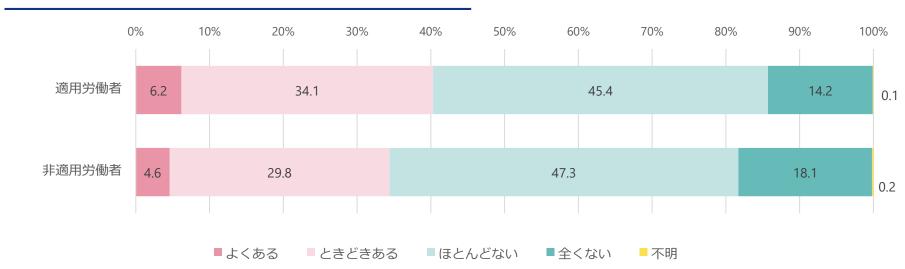


2 時間に追われている感覚がある

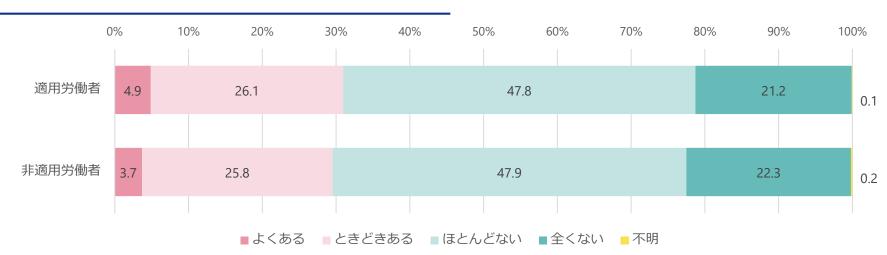


仕事による健康等への影響②【労働者調査】

3 家庭やご自身の用事をしていても、仕事が気になって集中できない

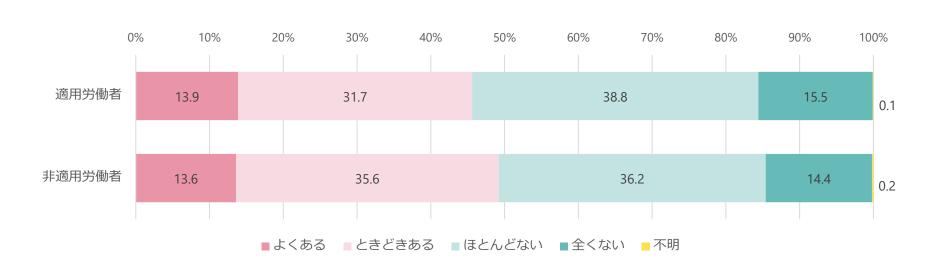


4 仕事上の考え事や悩みでよく眠れないことがある

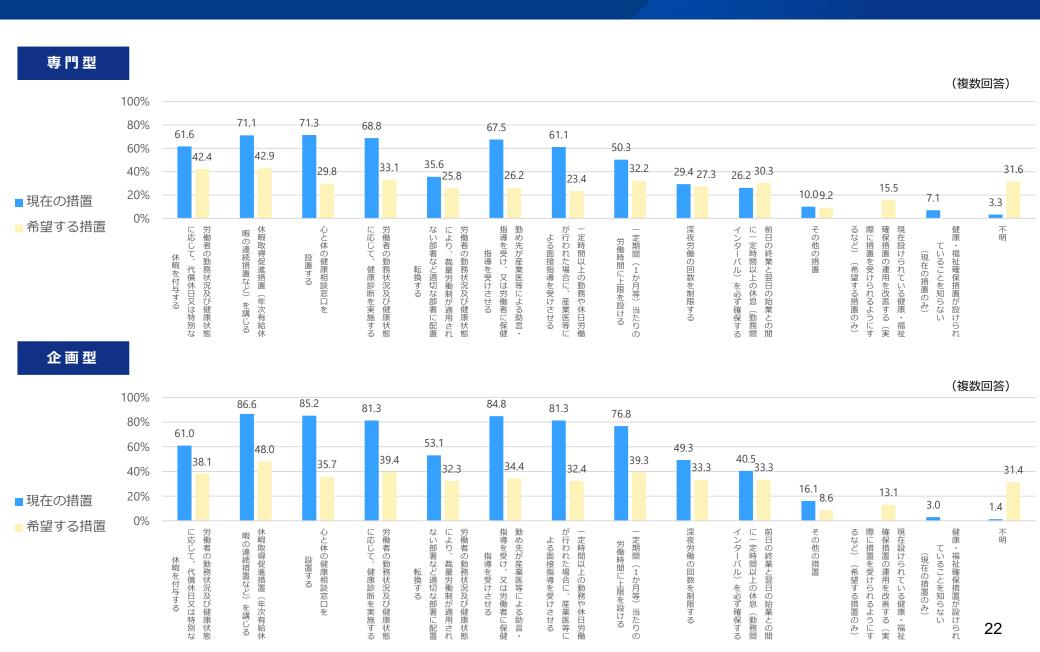


仕事による健康等への影響③【労働者調査】

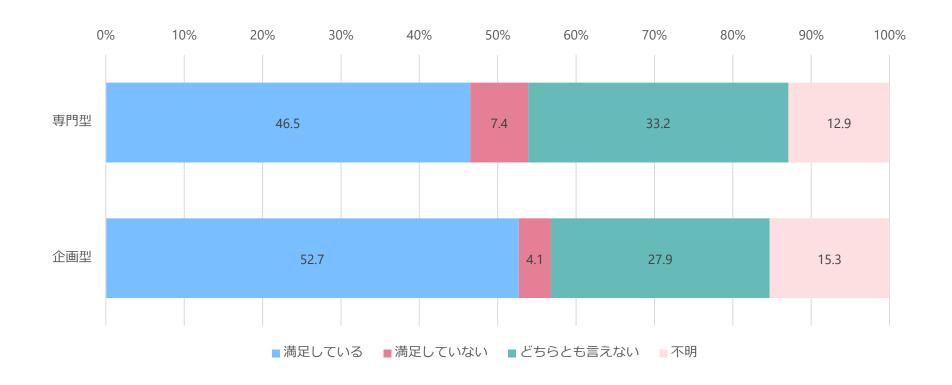
5 この働き方をこれから先も続けていけるか不安に思うことがある



勤め先に設けられている現在の健康・福祉確保措置と希望する健康・福祉確保措置【労働者調査・適用のみ】

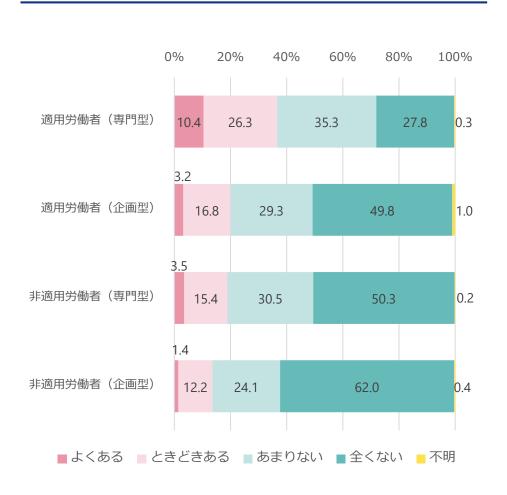


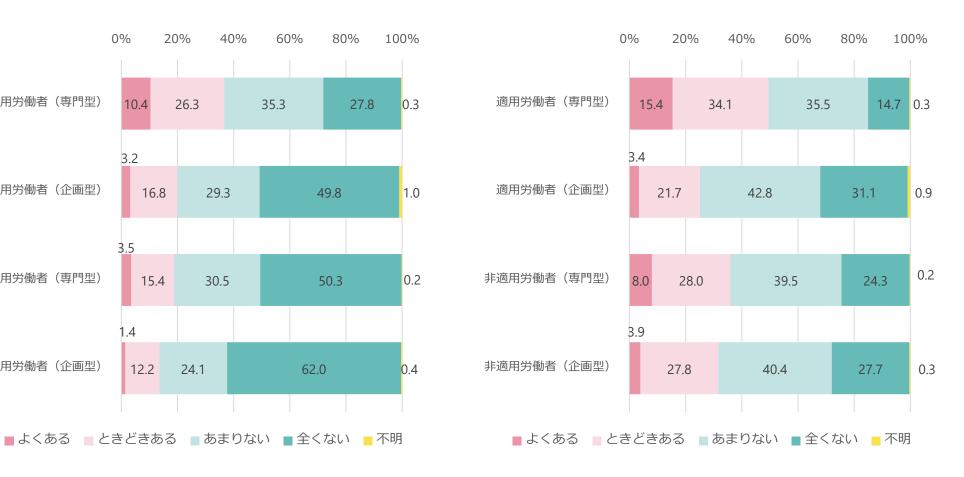
勤め先に設けられている現在の健康・福祉確保措置に対する満足度【労働者 調査・適用のみ】



深夜労働・休日労働の状況①【労働者調査】

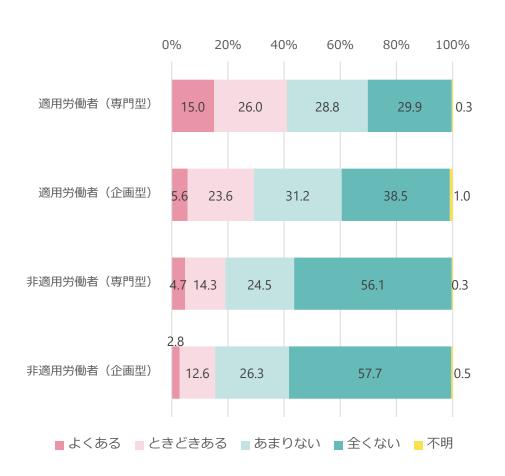
深夜の時間帯(午後10時~午前5時)に仕事をすること 週休日や祝日などに仕事をすること





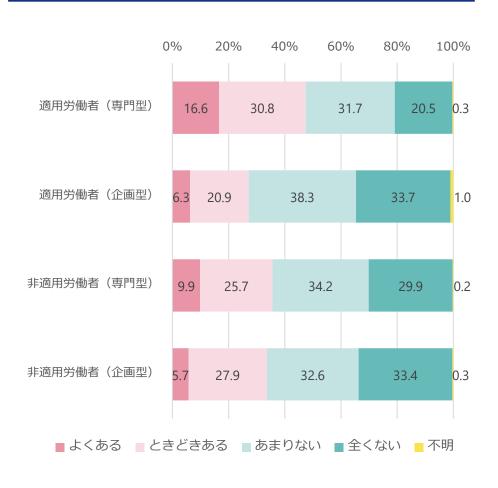
深夜労働・休日労働の状況②【労働者調査】

勤務時間内 (注1) に終わらなかった仕事を、 自宅などに持ち帰って仕事をすること



注1:適用労働者の場合は、自分で決めていた仕事時間内を指す。

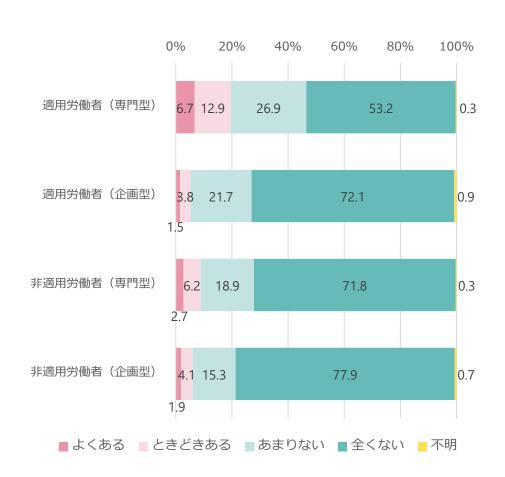
勤務時間外 (注 2) に電話・メール等で 仕事関係の連絡をとること



注2:適用労働者の場合は、プライベートな時間を指す。

深夜労働・休日労働の状況③【労働者調査】

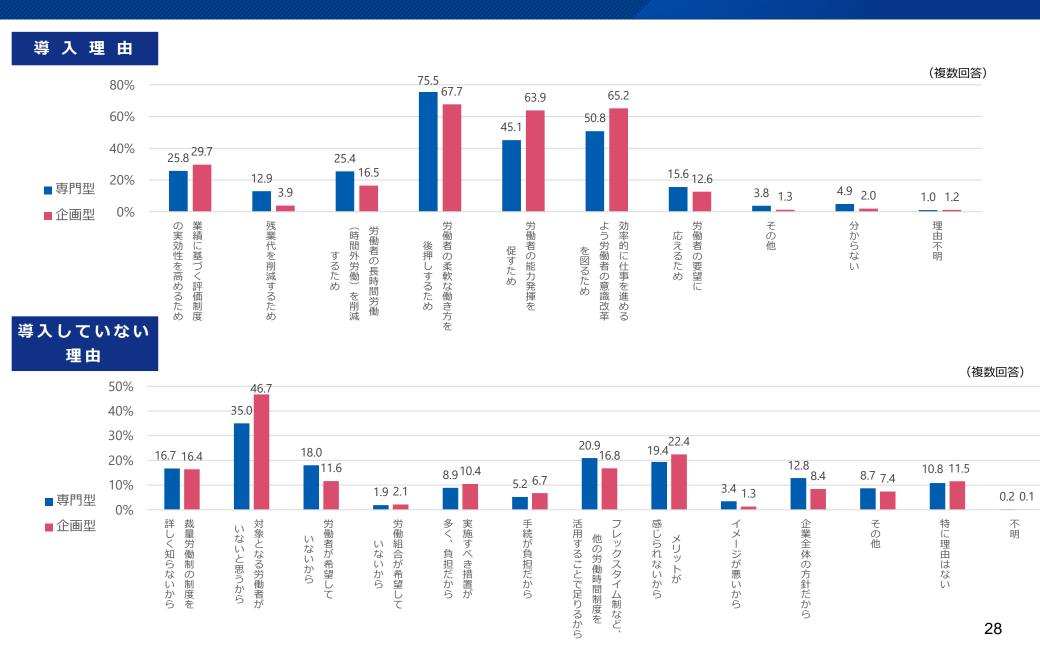
仕事をしない日が週に1日もないこと



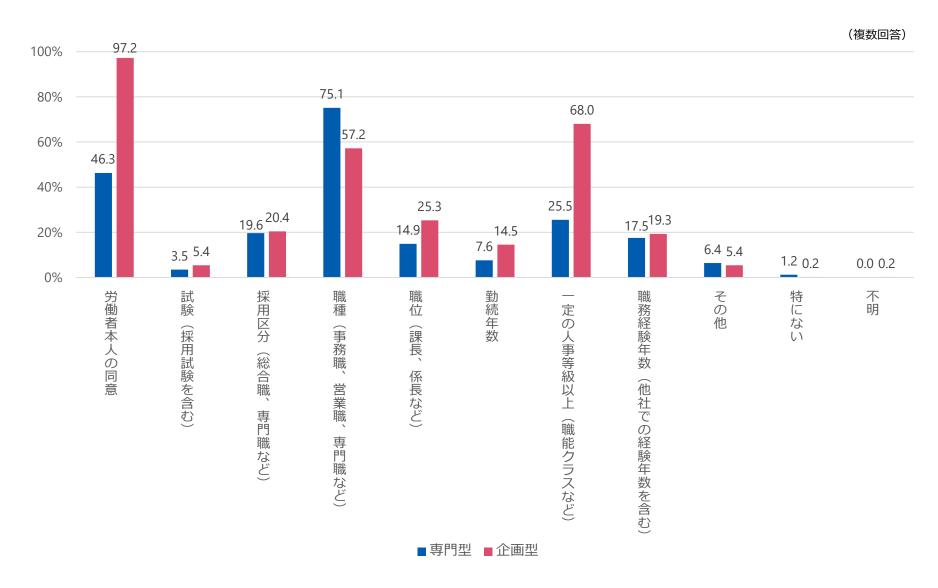
目次

1.	労働時間	2
2.	労働者の健康状態	16
3.	裁量労働制の運用状況	27
4.	裁量労働制の適用労働者に対する特別な手当	33
5.	労働者の働き方の認識、裁量の程度	36
6.	制度に対する意見	4 4

裁量労働制の導入理由・導入していない理由【事業場調査】



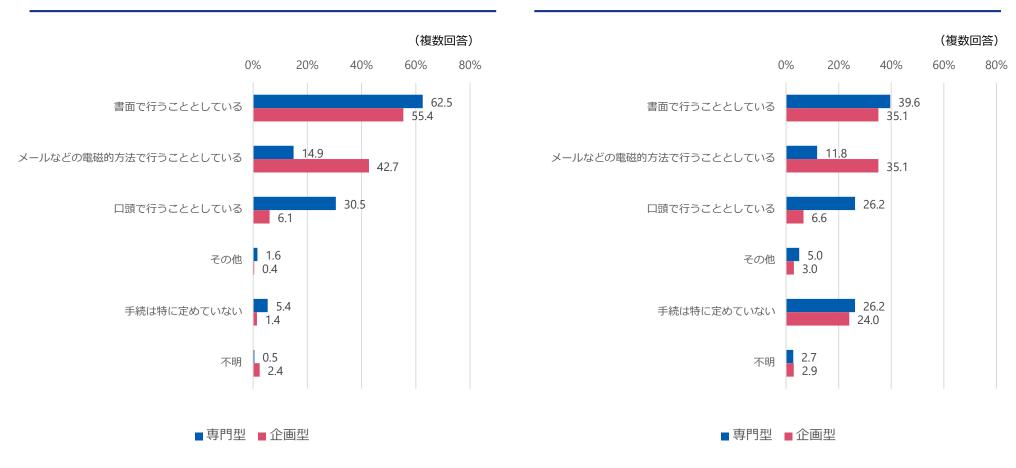
裁量労働制の適用要件【事業場調査・適用のみ】



裁量労働制における本人同意・同意撤回の手続の方法【事業場調査・適用のみ】

本人同意の手続の方法

同意撤回の手続の方法



注:専門型では、裁量労働制の適用要件として「労働者本人の同意」と回答した専門型の適用事業場(46.3%)を分母とした手続の方法の割合。

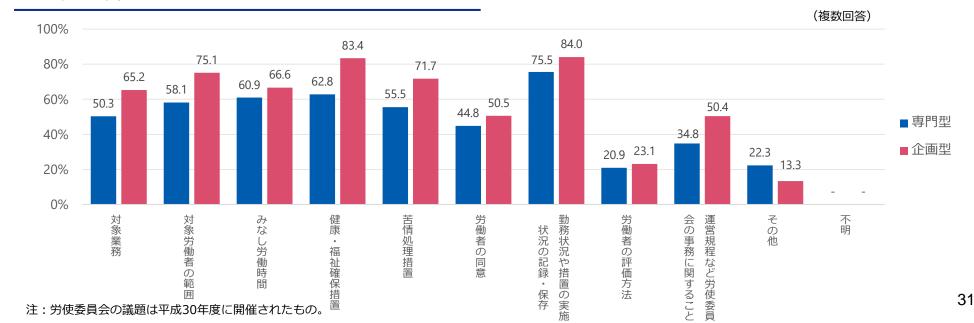
労使委員会の手続【事業場調査・適用のみ】

労働者側の過半数代表の選出に係る手続

	I	労使委員会について回		こおける労使委	委員会の労働	者側委員の指	名方法							
			労働組合に 労働者の過半数代表者に			使用者によ その他 不明			労働者の過半数代表者の選出手続の方法					
		合 (※)	よる指名	よる指名		る指名			労働者によ	労働者によ	労働者間の	労働者間の	その他	不明
									る投票	る挙手	話合い	持ち回り決		
												議		
専門型	100.0	12.1 (100.0)	(49.6)	(40.4)	[100.0]	(3.8)	(6.0)	(0.1)	[46.8]	[26.5]	[20.3]	[0.7]	[5.7]	[-]
企画型	100.0		57.3	33.2	(100.0)	2.7	3.6	3.2	(45.8)	(22.5)	(19.5)	(2.1)	(10.2)	(-)

^(※) 労使委員会は企画型では制度の適用要件だが専門型では適用要件ではないため、専門型については労使委員会について回答があった事業場を 自主的に労使委員会を設置・決議している事業場とみなして集計している。

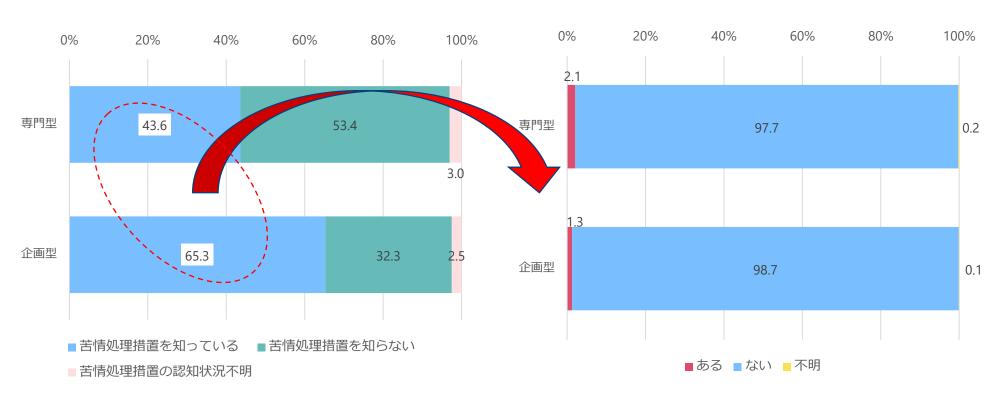
労使委員会の議題



苦情処理措置に関する適用労働者の認知状況、苦情の申出の有無【労働者調査・適用のみ】

苦情処理措置に関する適用労働者の認知状況

適用労働者による苦情の申出の有無



注) 勤め先の苦情処理措置を「知っている」と回答した労働者数を分母とした、平成30年度の苦情の申出の有無別の割合。

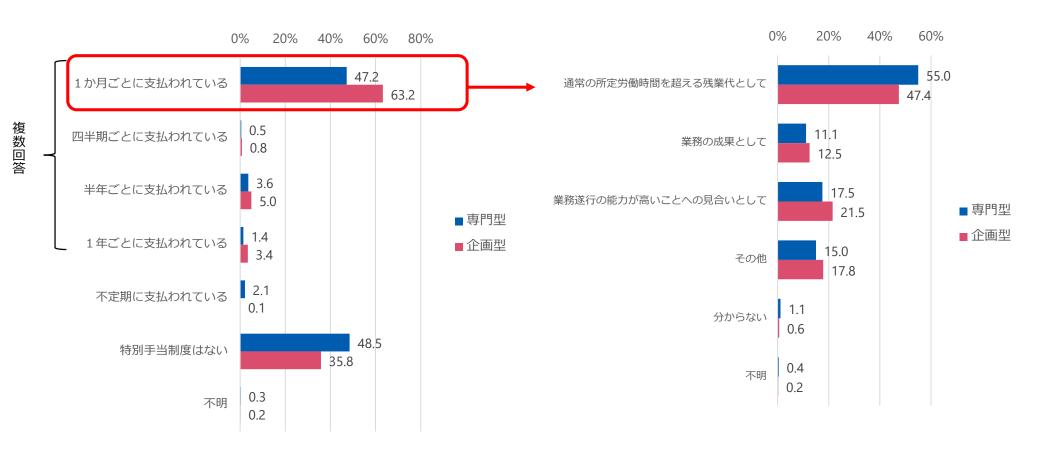
目次

1.	労働時間	2
2.	労働者の健康状態	16
3.	裁量労働制の運用状況	27
4.	裁量労働制の適用労働者に対する特別な手当…	3 :
	数重力動的の足力力動占に対力を付加です	
5.	労働者の働き方の認識、裁量の程度	

特別手当の支給①【事業場調査・適用のみ】

特別手当の有無

特別手当の支給の名目

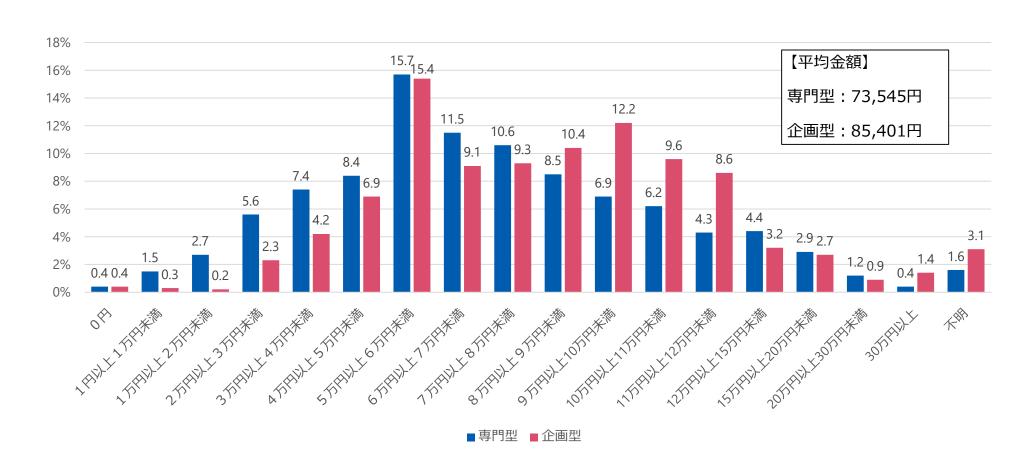


注1:特別手当には、給与・賞与等と別に支払われるものだけでなく、給与・賞与等に上乗せで支払われるものを含む。

注2:特別手当の名目の内訳は、特別手当の支払いの頻度が「1か月ごとに支払われている」事業場数を分母とした割合。

特別手当の支給②【事業場調査・適用のみ】

特別手当の1ヶ月の平均金額の分布



注1:特別手当には、給与・賞与等と別に支払われるものだけでなく、給与・賞与等に上乗せで支払われるものを含む。

注2:特別手当の1か月の平均金額階級の内訳は、特別手当の支払いの頻度が「1か月ごとに支払われている」事業場数を分母とした割合。

目次

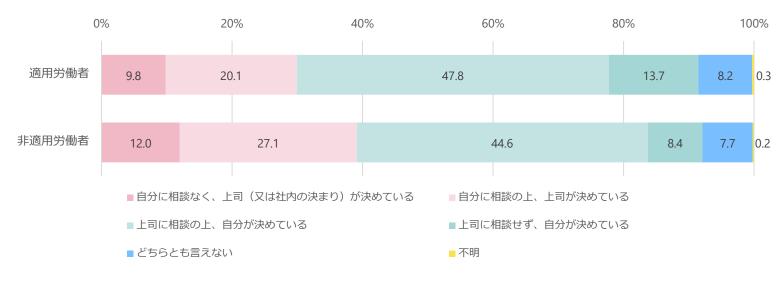
6.	制度に対する意見	42
5.	労働者の働き方の認識、裁量の程度	3 <i>6</i>
4.	裁量労働制の適用労働者に対する特別な手当	33
3.	裁量労働制の運用状況	27
2.	労働者の健康状態	16
1.	労働時間	2

労働者の現在の働き方に対する認識(適用労働者と非適用労働者の比較)【労働者調査】

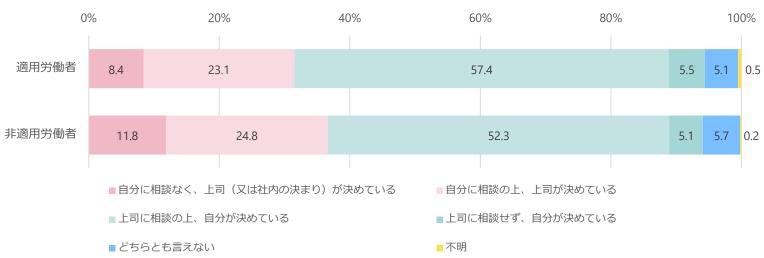


労働者の裁量の程度①(業務の目的、目標、期限等の基本的事項)【労働者調査】

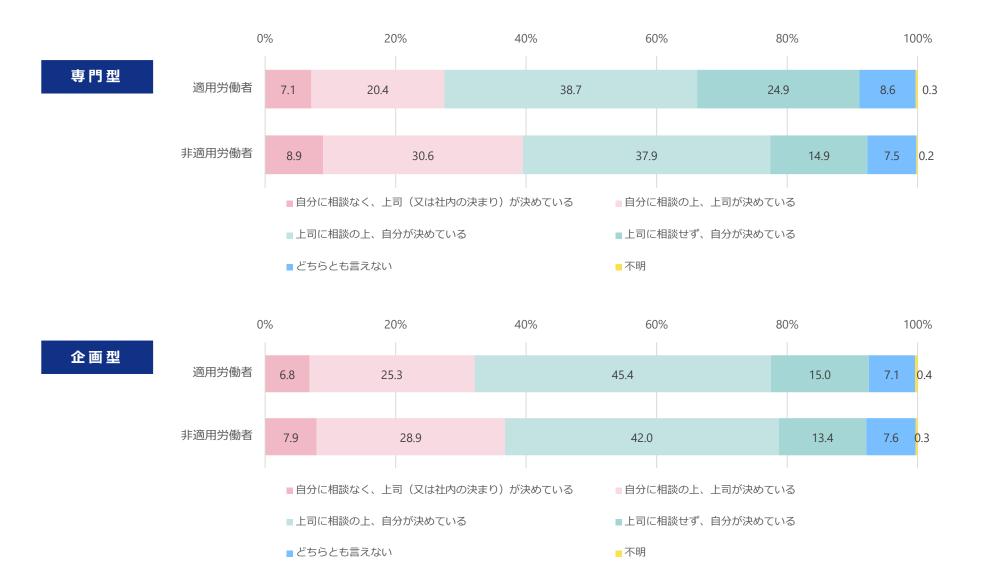




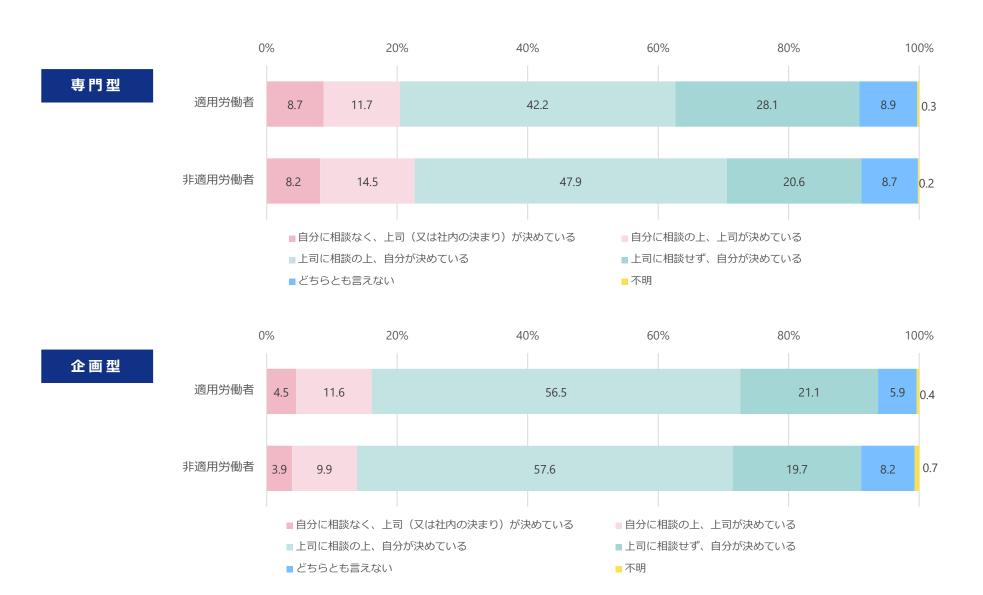
企画型



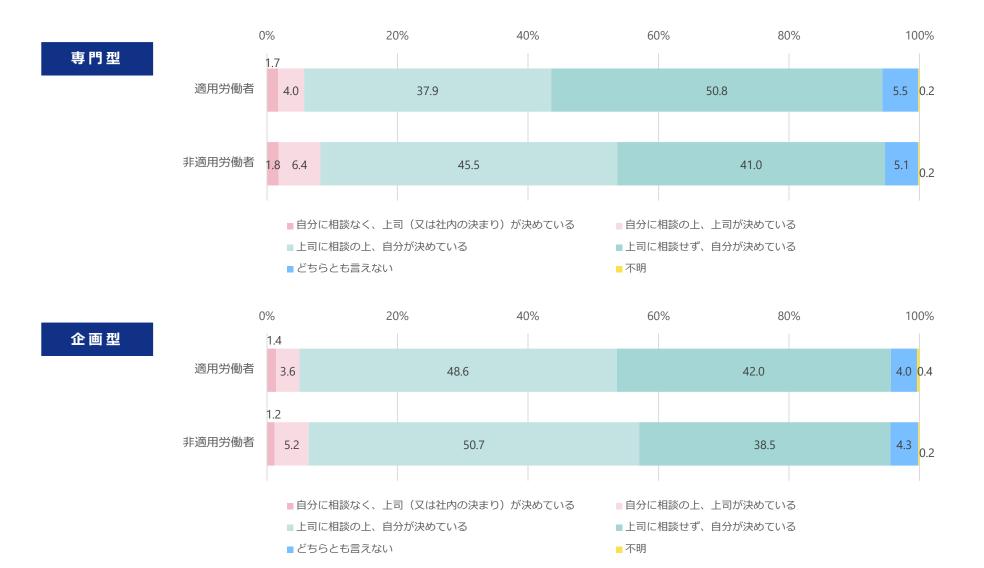
労働者の裁量の程度②(具体的な仕事の内容・量)【労働者調査】



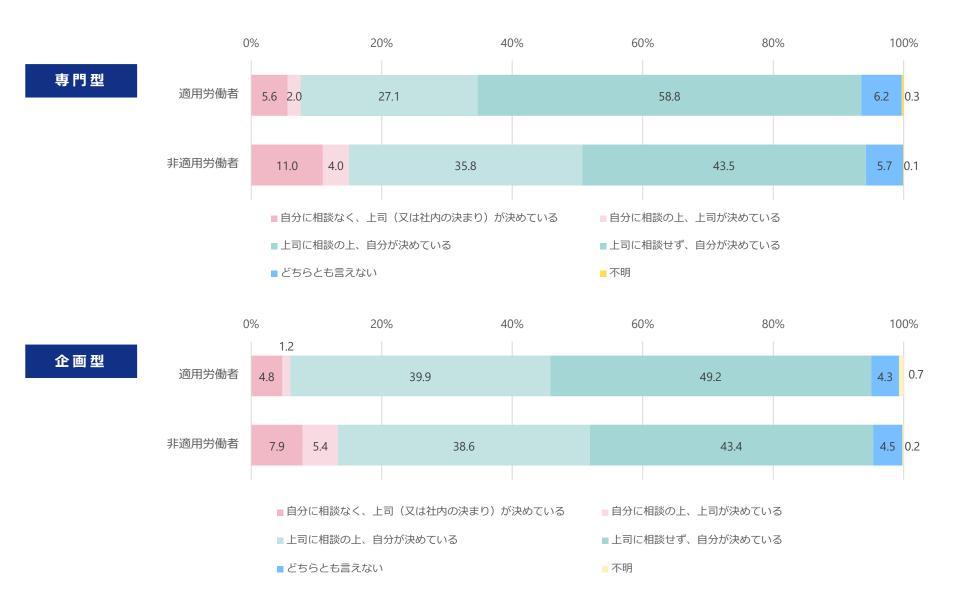
労働者の裁量の程度③(進捗報告の頻度)【労働者調査】



労働者の裁量の程度④(業務の遂行方法、時間配分等)【労働者調査】

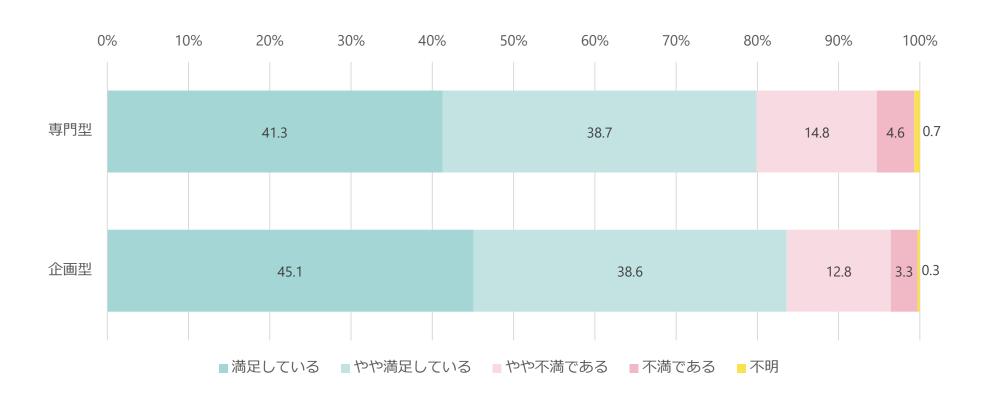


労働者の裁量の程度⑤(出退勤時間)【労働者調査】



42

裁量労働制の適用に対する満足度【労働者調査・適用のみ】

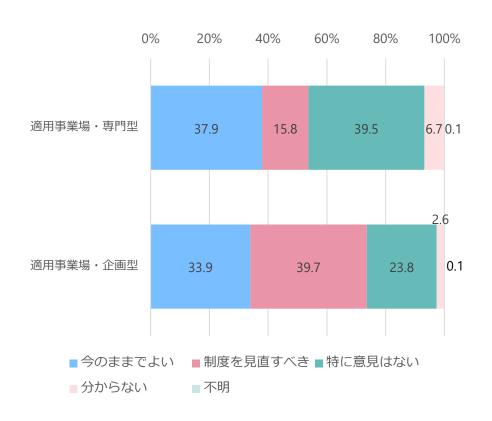


目次

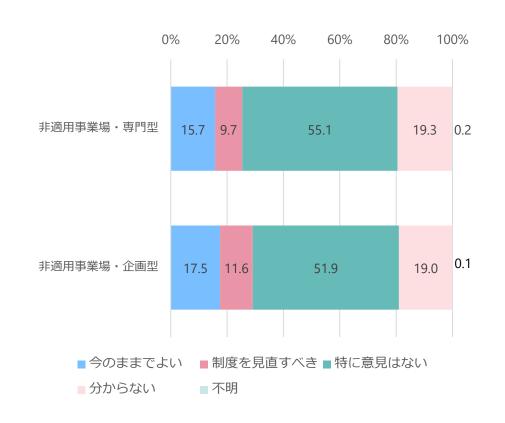
6.	制度に対する意見	-4 4
5.	労働者の働き方の認識、裁量の程度	36
4.	裁量労働制の適用労働者に対する特別な手当	-33
3.	裁量労働制の運用状況	-27
2.	労働者の健康状態	-16
1.	労働時間	- 2

裁量労働制に対する意見【事業場調査】

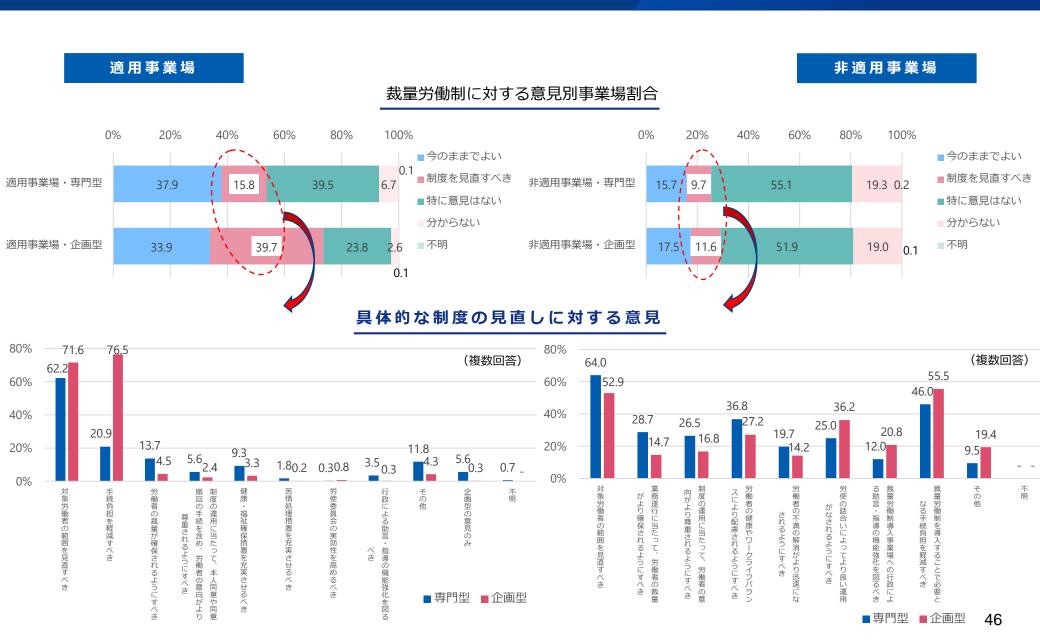
適用事業場の意見



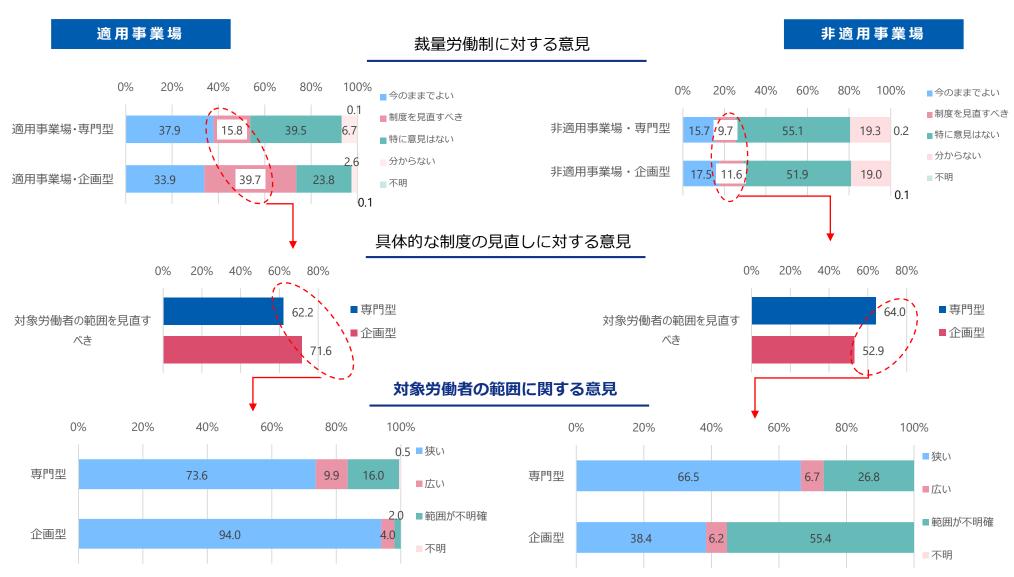
非適用事業場の意見



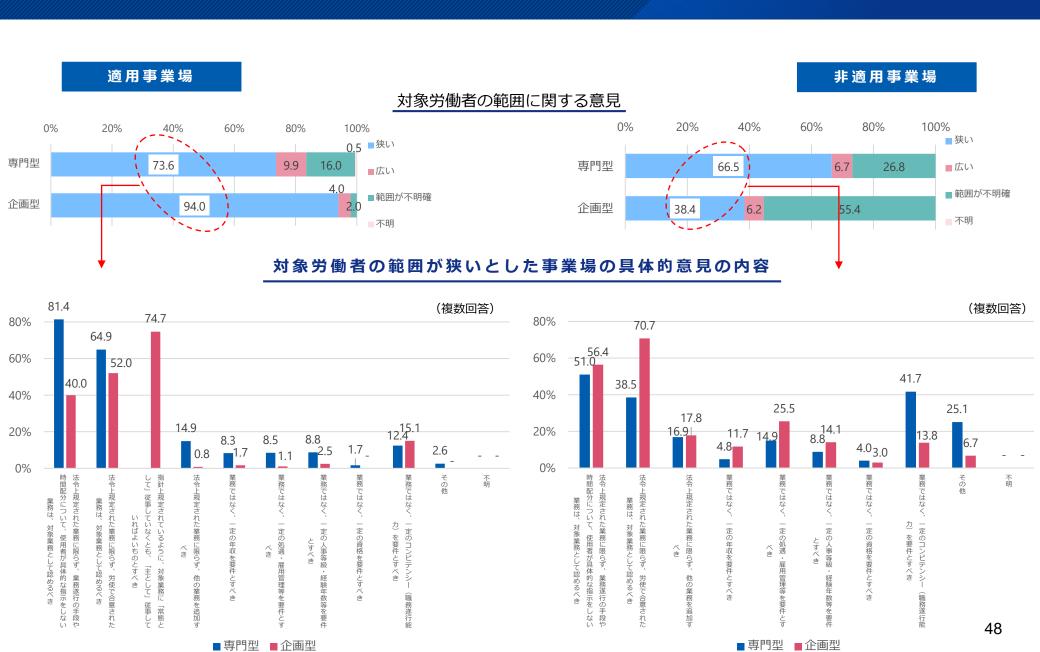
裁量労働制に対する意見(具体的な制度の見直し意見)【事業場調査】



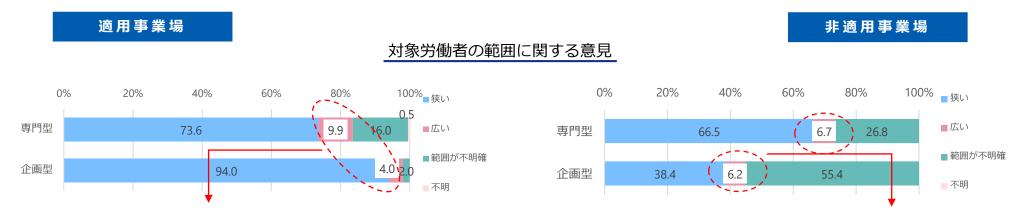
裁量労働制に対する意見(対象労働者の範囲)【事業場調査】



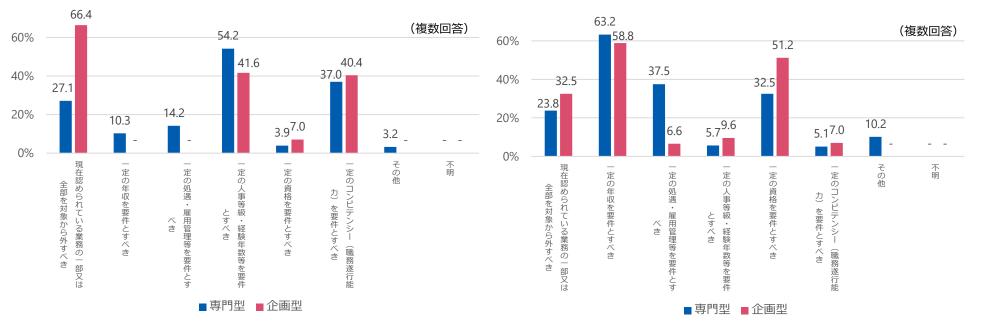
裁量労働制に対する意見(対象労働者の範囲・狭い)【事業場調査】



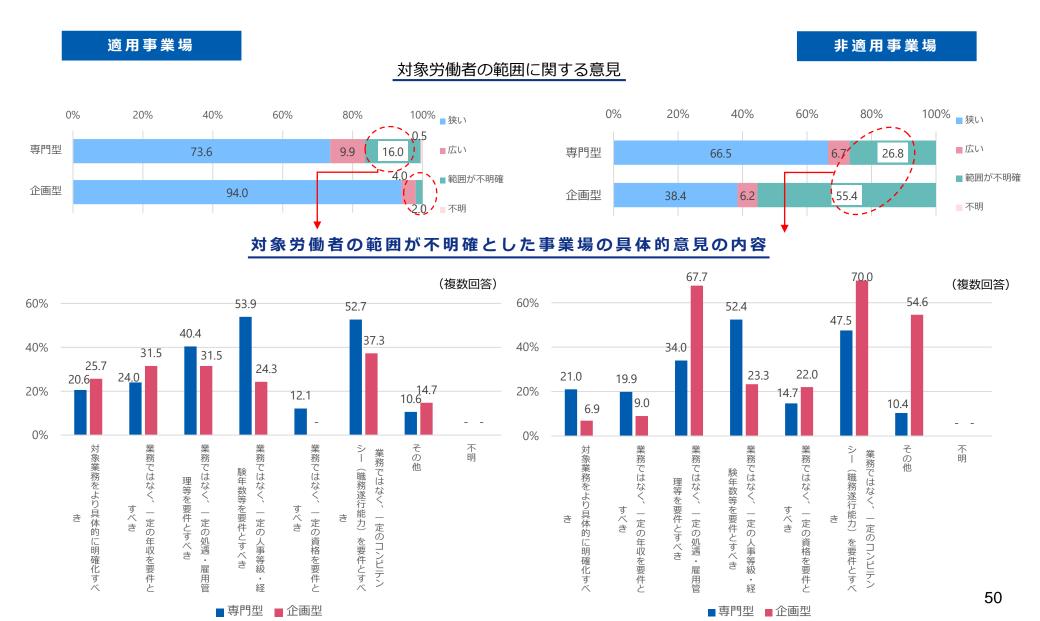
裁量労働制に対する意見(対象労働者の範囲・広い)【事業場調査】



対象労働者の範囲が広いとした事業場の具体的意見の内容



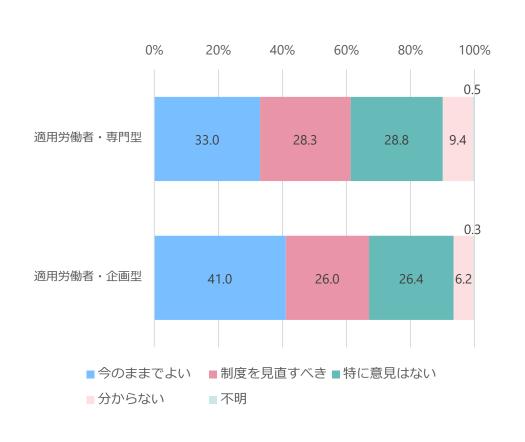
裁量労働制に対する意見(対象労働者の範囲・範囲が不明確)【事業場調査】

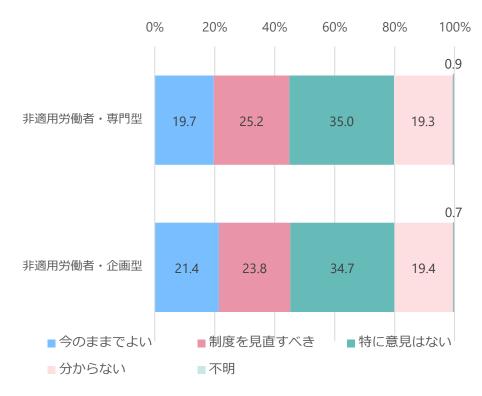


裁量労働制に対する意見【労働者調査】

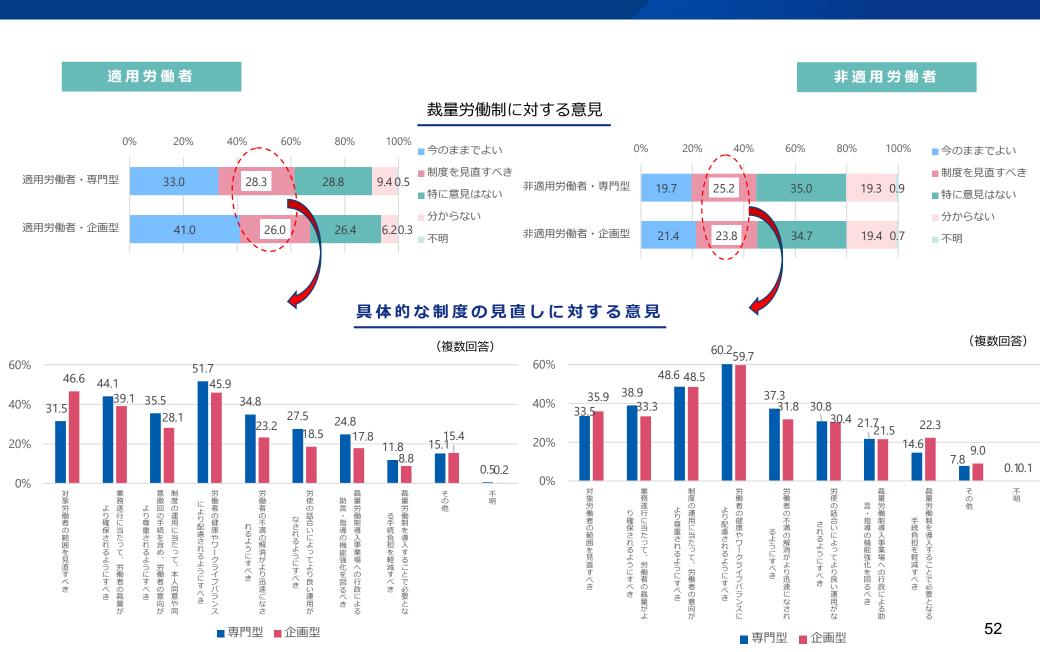
適用労働者の意見

非適用労働者の意見

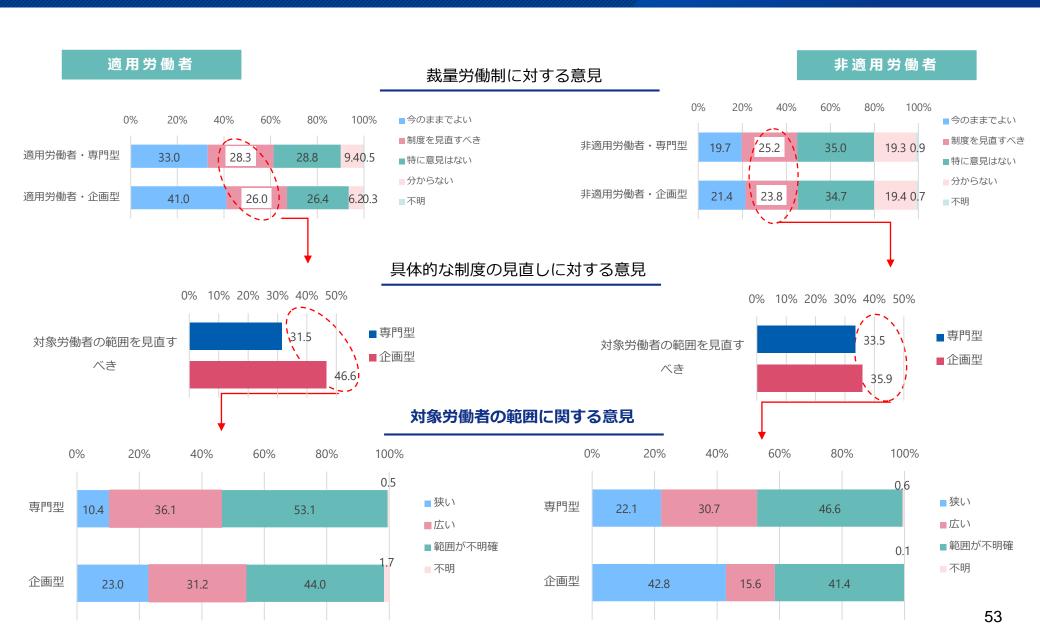




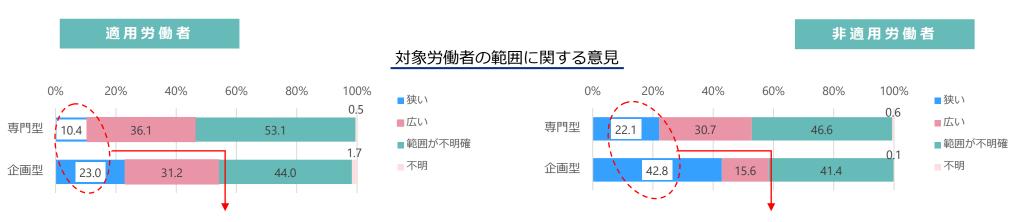
裁量労働制に対する意見(具体的な制度の見直し意見)【労働者調査】



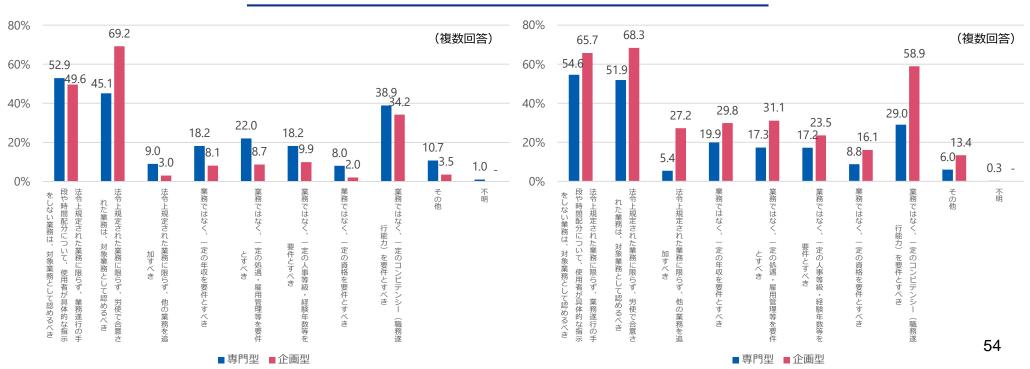
裁量労働制に対する意見(対象労働者の範囲)【労働者調査】



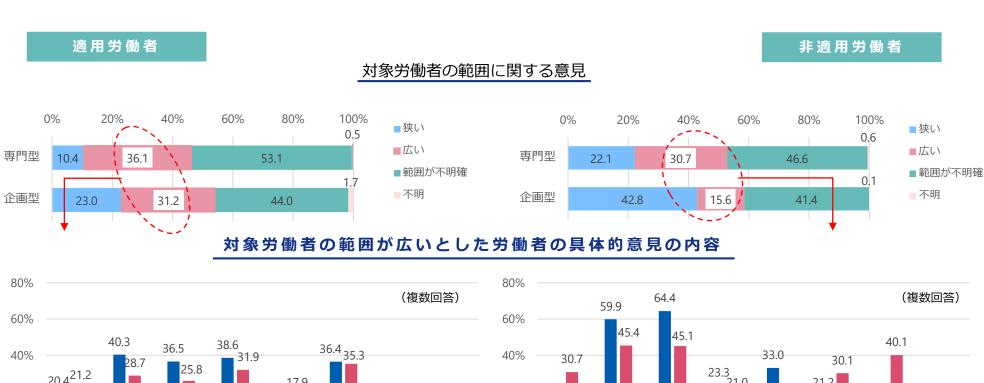
裁量労働制に対する意見(対象労働者の範囲・狭い)【労働者調査】

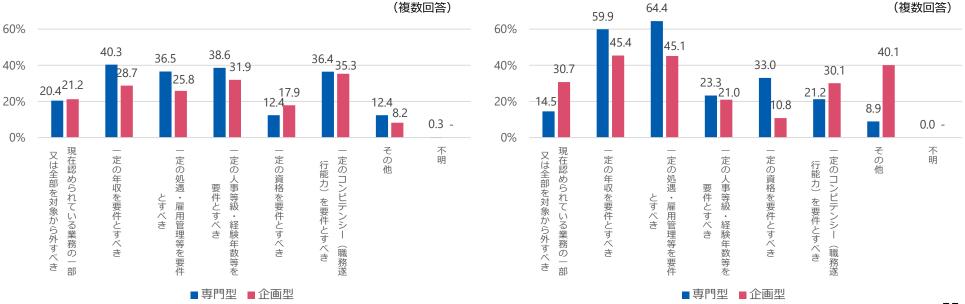


対象労働者の範囲が狭いとした労働者の具体的意見の内容



裁量労働制に対する意見(対象労働者の範囲・広い)【労働者調査】





裁量労働制に対する意見(対象労働者の範囲・範囲が不明確)【労働者調査】

